
第6章

第8期国会議員選挙と県人民議会選挙

山田 紀彦

はじめに

2016年3月20日、第8期国会議員選挙と県・首都人民議会選挙（以下、県議会選挙）が実施された。国会議員選挙は5年ごとに開催されるが、県議会選挙は1989年以来27年ぶりである。県議会は1991年に初の憲法が制定された際に廃止され、以降、国会が唯一の国民の代表機関となった。しかし、2015年12月の憲法改正によって県議会が復活したのである。また同改正憲法では、1991年の憲法制定以降初めて国会が「国家権力の最高機関」と定められた。これらの背景には国民の代表機関を強化するとともに、地方分権や政治参加の拡大を通じて地方の主体性を向上させ、経済開発や貧困削減を進めるねらいがある。

とはいえ、ラオスは人民革命党による一党独裁体制であり、自由かつ競争的選挙が行われるわけではない。党がお墨付きを与えた人物しか候補者となれない制度である。したがって、党は候補者選出段階で自らの意向を反映させることができる。つまり候補者の属性を分析し前回選挙からの変化を明らかにすることで、選挙における党の意図を把握することが可能となる。そこで本章は、候補者の属性分析を通じてふたつの選挙における党の意図を明らかにしたい。

以下第1節では、県議会復活の背景を考察する。第2節では選挙制度と選挙過程を概観し、そのうえで第3節では第8期国会選挙を、そして第4節では県議会選挙を分析する。以上を通じて、党が国会と県議会の役割分担を明確にしつつも、ふたつの議会を連携させる目的で候補者を選出したことが明らかにさ

れよう。

第1節 県議会復活の背景と役割

1. 県議会の復活

ラオス人民民主共和国が誕生する直前の1975年11月20日から22日にかけて、ラオス愛国戦線⁽¹⁾が中心となり県、郡、区⁽²⁾議会選挙が実施された(Brown and Zasloff 1986, 172-173)。そして議会によって人民行政委員会が選出され、委員会の下には政府に対応する部門(セクター)組織(たとえば財務局や農業局など)がおかれた。中央の省はこれらの地方部門組織に対して専門技術分野についてのみ指導し、その他の権限は人民行政委員会に帰属することとなった。つまり、地方部門組織は中央と地方に二重に従属する一方で、地方人民行政委員会の管理をより強く受ける地域別管理体制が敷かれたのである。

しかし、1991年の憲法制定とともに地方人民議会と人民行政委員会は廃止され、中央省庁が県と郡に直轄の事務所をおく部門別管理体制に変更された。それにともない地方には中央から任命される県知事や郡長などの首長がおかれることになった。これにより、1975年以降党がめざしてきた中央集権体制の原型がほぼ整ったのである⁽³⁾。

とはいえ、当初は地方人民議会と人民行政委員会の廃止は考えられていなかった。1990年6月に公開された第1次憲法草案では、地方人民議会や人民行政委員会は維持されていた(*Vientiane Mai*, June 6, 1990)。つまり、この時点で廃止は決定されていなかったことになる。また、1990年以前の動きをみると、党はむしろ国民の代表である議会の位置づけを高めようとしていたともいえる。

たとえば、1988年4月19日に可決された「ラオス人民民主共和国最高人民議会に関する法律」第1条では、最高人民議会が最高国家権力機関と位置づけられていた(*Saphaa pasaason suung sut* 1988a)。1991年憲法では国会(最高人民議会から改称)は最高権力機関と位置づけられていない。また同じく1988年4月19日付けで改正された「各級人民議会と行政委員会の組織に関する法律第101号」(1978年7月31日公布)では、地方人民議会の役割として、「市民の

権利と利益を保護し」(第11条), 人民の意見や願望を把握すること(第25条)などが規定されている(Saphaa pasaason suung sut 1988b)。

しかし、1991年1月に開催された第4期党中央執行委員会第10回総会(以下、第4期10中総)では、人民議会と人民行政委員会の廃止が具体的に議論された。同総会でカイソン党書記長(当時)は、議会が形式的で役割に見合う活動をしておらず、予算や時間を無駄にしており、また、代表も地元から選出されておらず議員も有権者に説明責任を果たしていないため、議会が国民の真の代表機関になっていないと指摘している。そして県人民議会と人民行政委員会を廃止し県知事制の導入を提案した(Kaysone 1997, 489-497)。つまり、1990年6月の憲法第1次草案公表から1991年1月までに、県人民議会と人民行政委員会の廃止に方針が転換したのである。

しかし、議会が実質的に機能していなかったことはすでに周知の事実であり、1991年1月になって初めて明らかになったわけではない。そうであれば、議会機能の問題ではない何らかの要因が方針転換の背景にあると考えるのが妥当であろう。

それは東欧やソ連の民主化だと考えられる。1989年から東欧社会主義諸国が次々に民主化し、1991年にはソ連が崩壊する。この一連の民主化が党指導部の判断に大きな影響を及ぼしたことは間違いないだろう。とはいえ党指導部は当初、社会主義圏全体で起こっていた民主化の動きに対して、議会機能を強化することで対応しようとしていた。それは先述の1988年の法改正や憲法第1次草案からも裏づけられる。

しかし1990年、ハンガリー、ルーマニア、ポーランドで相次いで自由かつ競争的な議会選挙や大統領選挙が実施され、共産党以外の政党や民主化勢力が政権を握った。また、1990年5月にワルシャワやプラハでラオス人留学生在が民主化デモを行い、8月には党中堅幹部が複数政党制導入を訴える書簡を回覧する事件も起きた。民主化の波が在外ラオス人や国内にも押し寄せたことで、党指導部は政治参加の拡大に強い危惧を抱くようになり、議会を強化し民意を反映させるとの当初方針から一転し、地方議会を廃止し中央集権化を徹底したと考えられるのである。ではなぜ2015年に県議会は復活したのだろうか。

2015年12月9日に県議会に関する法案を提出したウンケーオ国会事務局長(当時)は、県議会復活の理由を以下のようにまとめている。

- ・憲法の執行を保証し、人民自らが選出した代表機関と代表による地方での国家管理、また経済・社会管理を通じて諸民族人民の民主的権利を促進する
- ・地方における国家権力の分割と責任分担を明確にする
- ・県議会を通じた地方国家権力機関の監視、指導、促進、協力を行う
- ・県議会が身近にできることで利便性が向上し、国家管理、経済・社会管理において人民が主体的に権利を行使する
- ・人民が主体的に経済開発や貧困削減に参加する

(Pasaason Socio-Economic, December 10, 2015)

以上をまとめれば、住民の政治参加の拡大、分権による地方の主体性の向上、中央と地方の役割の明確化、地方国家機関への監督が県議会復活のおもな理由といえる。しかし、これらはまさに1991年に党が地方議会を廃止した要因であった。なぜ同じ理由にもかかわらず、ふたつの異なる結果をもたらしたのだろうか。

1980年代後半から1990年代前半は、中央集権化を図り党の支配体制を全国に貫徹することが何よりも重要であった。だからこそ地方議会を廃止し中央集権化を図ったのだろう。また当時の国内外の環境もそれを許容する状況にあった。確かに民主化圧力はあったものの、西側諸国のラオスに対する注目は低く、また国内における民主化という声もごく一部に限られていた。国民に不満はあるとはいえ、それが制度外で表出する恐れもほとんどなかった。また1986年から本格化した改革への期待感もあったと考えられる。

しかし現在の状況は大きく異なる。この10年間の経済成長により都市と農村の経済格差、汚職や不正、また土地紛争などが悪化した。とくに地方における国民の不満は拡大し、党への国民の信頼は低下している。そして国民の政治意識も高くなり、時には不満を制度外で表出するようになった。インターネットやソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）の発達により、国民自身がさまざまな情報にアクセスし自ら発信できるようにもなった。つまり現在、体制維持にとって最も重要なのは、国民の政治参加を拡大し政策に民意を反映させることで国民の不満を緩和し、党への信頼を回復することである。それには

地方議会の復活がひとつの手段となる。そして国民の政治参加の拡大や地方分権は、援助供与国の政治改革要請にもかなうものであり、対外的にもアピールできる。言い換えれば、独裁体制を維持する目的で廃止された地方議会は、同じ理由により復活を遂げたのである。

復活した県議会の任期は5年であり（県級人民議会法第6条）、地方の重要な法規を審議・承認し、地方の基本的な重要問題を決定するとともに、地方国家机关の憲法や法律の執行を監査すると定められている（第9条）（Saphaa haeng saat 2016）。主要な権限や任務は以下のとおりである。

- ・ 県知事・都知事の提案に従って郡、テーサバーン、市の設立または廃止を審議、承認する（第12条第1.2項）
- ・ 県議会が選出または任命を承認した人材に対して、県議会常務委員会の提案または議員総数の4分の1の提案に従い不信任を決議する（第12条第1.3項）
- ・ 地方の国家戦略、経済・社会開発計画、予算計画を審議、承認する（第12条第2.1項）
- ・ 政府の分配に従い、年度予算配分計画を審議、承認する（第12条第2.2項）
- ・ 地域会計監査機構の監査報告を受ける（第12条第2.5項）
- ・ 県知事・都知事の県部門機関および部門と同格の機関の設立、廃止、分割、統合に関する提案を審議、承認する（第12条第3.1.2項）
- ・ 県議会常務委員会の提案に従い県知事、都知事を選出または罷免する（第12条第3.3.2項）
- ・ 県・都副知事、県部門長、部門と同格の機関の長、郡長、テーサバーン長、市長の任命、異動、罷免に関する県知事、都知事の提案を審議、承認する（第12条第3.2.5項）
- ・ 県と郡の歳入・歳出を監査する（第13条第4項）
- ・ 県議会議員は議会常務委員、県・都知事、地方人民検察院長、地方人民裁判所長官、部門長等への質疑権を有する（第25条第2項）
- ・ 人民の不服申立とホットラインの解決に参加する（第25条第6項）

以上からは、県議会が地方において大きな権限を有していることがわかる。

地方開発計画や予算計画の審議、また監査については、すでに2010年の国会法改正により県選出国會議員によって行われていた。したがって、その役割が県議会に移譲されたことになる。注目は人事と組織に関する権限の中央から県議会への委譲である。

これまでは首相の提案に従い国家主席が県知事・都知事を任命・罷免していたが、今後は県議会常務委員会の提案を県議会が承認し、その後に首相が任命・罷免を行うこととなった（憲法第72条）。また首相に付与されていた省庁や地方行政機関の組織構成に関する決定権、大臣が有していた県部門長の任命権等も県に委譲された。県議会には県行政機関の設立や廃止、また県部門長の任命や罷免に関する県・都知事の提案を審議、承認する権限が付与されたのである。つまり、県議会は地方の人事・組織に対して大きな権限を有するようになった。

しかしこれは、県が人事や組織に関して自由裁量権を得たことを意味しない。現在は中央省庁が県と郡に直接の出先機関をおく部門別管理制度を採用し、中央集権管理を行っている。その制度自体に変更はないため、今回の憲法改正によって管理権と人事権の所在に食いちがいが生じたことになる。

第2節 選挙過程

1. 選挙制度

今回の第8期国会選挙と県級人民議会選挙は2015年12月に改正された「国会および県級人民議会選挙法」に基づき実施された（Saphaa haeng saat 2015）。以下では同法に基づき選挙制度を概観する。

選挙権と被選挙権はこれまでと同様にそれぞれ18歳以上、21歳以上となっている。国會議員、県議會議員ともに立候補資格は共通である。ラオス市民であり、愛国心や人民民主主義体制への愛着を有し、国家に忠実かつ忠誠で、刷新路線や党の路線を把握すること等（第12条）が要件となっている。一方で、今回はこれまでと異なり新たに前期中等学校卒業以上と、初めて学歴条項が入った。また忍耐力、節制、誠実さを有する等の文言も加わった。学歴条項の

導入は議員の質向上のために長年議論されていた。「忍耐力」「節制」「誠実さ」は党や国家幹部の汚職や不正が拡大していることが背景にある。

選挙区は国会議員選挙が県と首都、県議会が郡級行政級（郡、テーサバーン、市）となっている（第18条）⁽⁴⁾。定数は両議会ともに人口5万人に対して1議席となっているが、人口20万人以下の県は国会議員を5人とし、人口20万人以上の県は人口5万人ごとに1議席増やし、最大で19人を超えないと定められている（第11条）。一方県議会選挙については、人口15万人以下の郡は3人の議員を有し、15万人以上の人口を有する郡は人口5万人に1議席増加し、各県の議員数は15人を下回らないとなっている（第11条）。そして選挙法第39条では、「国家議員に選出され、地方選挙区に居住する者は県級人民議会議員を兼任する」とし、国会議員と県議会議員の兼任を認めている。

選挙過程は以下のように規定されている。

- 1) 国会常務委員会は投票日を決定し、国家主席に対して投票日90日前までに国家主席令を公布するよう提案する（第32条）（旧法では130日前）
- 2) 国会常務委員会は国家選挙委員会を任命し、国家主席に対して投票日90日前までに国家主席令を公布するよう提案する（第25条）（旧法では120日前）
- 3) 県知事、首都知事、郡長、テーサバーン長、市長は選挙委員会を任命し投票日60日前までに公示する（第27条）（旧法では90日前）
- 4) 国会常務委員会が各選挙区の候補者数と定数を決定し、投票日45日前までに国家主席が国家主席令を公布する（第11条）（旧法では60日前）
- 5) 国家選挙委員会が全国の候補者リストをまとめ、投票日45日前までに告示する（第15条9）（旧法では60日前）
- 6) 国家選挙委員会は投票日30日前までに有権者数を告示する（第21条）（旧法では40日前）

2010年選挙法と比較すると、今回の選挙は投票日の決定から投票までの日程が短くなっている。夏から秋にかけてASEAN関連会議や首脳会議を主催す

るため選挙日程を前倒しし、それに合わせて規定を変更したと考えられる。

2. 実際の選挙の流れ

表6-1は、第8期国会選挙と県議会選挙関連の文書公布日である。表をみると、まず政治局決議が公布されており、選挙が党の最高権力機関の指導で始まることになる⁽⁵⁾。政治局決議をふまえて、国会常務委員会が投票日や第8期国会選挙・県人民議会選挙国家選挙委員会（以下、国家選挙委員会）の構成を決める。そして、2015年12月30日に国家主席により投票日と国家選挙委員会メンバーが公示された。表6-2は国家選挙委員会メンバーとその役職である。メンバー構成からも選挙が党の管理下で行われていることがわかる。

国家選挙委員会は2016年1月7日に第1回会合を開催し選挙活動について話し合った（Pasaason, January 8, 2016）。これを受けて1月12～14日にかけて、国家選挙委員会が複数の文書を公布し選挙活動が本格化する。そして2016年1月28日には、「第8期国会議員選挙および県・首都人民議会の人材構成に関する国家選挙委員会常務委員会指導書第02号」が公布された。同文書は候補者の構成を定める重要な文書である。しかし、前回選挙と異なり今回はとくに具体的な指示はなく、民族、性別、年齢に配慮し候補者を定めること、また議員定数と候補者数が記されているのみである。その議員定数と候補者数、また各県の内訳は2月4日付けの国家主席令第029号で公示された（Pathaan patheet 2016）。

表6-3は国会議員選挙における各県の定数と候補者数、表6-4は県議会選挙における各県の定数と候補者数である。国会議員候補者は通常、中央機関に所属し国家選挙委員会から選挙区を割り当てられる中央候補者と、地方機関に所属し地方選挙委員会により選出される地方候補者に分かれている。前回の第7期選挙では人材構成に関する国家選挙委員会指導書でその内訳が示されていたが、今回は内訳に関する記述がない。表6-3の中央と地方候補者の内訳は、候補者の推薦組織に基づいて筆者が特定したものである。

各県での候補者選定は先述の国家選挙委員会指導書第02号により本格化する。たとえば、パニー国会議長は1月31日から2月1日にルアンパバーン県を選挙指導のために訪問し、候補者数の見直しや女性候補者の増加を指示した

表6-1 選挙関連文書と公布日

日付	公布機関	文書名
2015.12.21	政治局	2016～2020年の第8期国会議員選挙および県・都人民議会選挙への指導強化に関する政治局決議第29号
2015.12.22	国会常務委員会	選挙投票日に関する国会常務委員会提案書第0181号
2015.12.22	国会常務委員会	国家選挙委員会任命に関する国会常務委員会提案書第032号
2015.12.30	国家主席	第8期国会議員選挙及び県・首都級人民議会選挙投票日に関する国家主席令第224号
2015.12.30	国家主席	第8期国会議員選挙及び県・首都級人民議会選挙国家選挙委員会名簿公示に関する国家主席令第225号
2016.1.12	国家選挙委員会	第8期国会議員選挙及び県・首都級人民議会選挙国家選挙委員会の組織と役割に関する国家選挙委員会規則第01号
2016.1.12	国家選挙委員会	第8期国会議員選挙及び県・首都級人民議会選挙国家選挙委員会内の責任分担に関する国家選挙委員会規則第02号
2016.1.12	国家選挙委員会	国家選挙委員会常任委員と補佐小委員会任命に関する国家選挙委員会決定第03号
2016.1.12	国家選挙委員会	第8期国会議員選挙及び県級人民議会選挙に関する国家選挙委員会業務実施計画第04号
2016.1.14	国家選挙委員会	地方選挙委員会と投票責任単位任命に関する国家選挙委員会指導書第05号
2016.1.28	国家選挙委員会 常務委員会	第8期国会議員選挙及び県・首都人民議会の人材構成に関する国家選挙委員会常務委員会指導書第02号
2016.2.4	国家主席	第8期国会議員選挙及び県・首都人民議会候補者数公示に関する国家主席令第029号
2016.2.11	国家選挙委員会 常務委員会	選挙関連印刷物に関する責任分担についての国家選挙委員会常務委員会通達第12号
2016.2.15	国家選挙委員会	第8期国会議員選挙候補者名簿に関する国家選挙委員会公示第09号
2016.2.16	国家選挙委員会 常務委員会	第8期国会議員選挙及び県・首都人民議会選挙候補者による全国選挙区での遊説を許可する国家選挙委員会常務委員会決定第015号
2016.2.22	国家選挙委員会 書記小委員会	第8期国会議員選挙および県・首都級人民議会選挙有権者数に関する記者発表。

(出所) 国会ホームページ (<http://www.na.gov.la/docs/8thgeneral.election/>), 2016年3月11日アクセス。

表 6-2 国家選挙委員会構成

氏名	党・国家機関における役職（選出時）
1 プンニャン・ウォラチット委員長	党政治局員，書記局常任，国家副主席，
2 パニー・ヤートトゥー副委員長・常任*	党政治局員，国会議長
3 ソムバン・ベーンカムミー委員	党中央執行委員，国会副議長
4 チャンシー・ポーシーカム	党書記局員，党中央組織委員会委員長
5 セーンヌアン・サイニャラート	党書記局員，国防大臣
6 ポーセンカム・ウォンダーラー	党中央執行委員，情報・文化・観光大臣
7 キケーオ・カイカムピトウン	党中央執行委員，党中央宣伝・訓練委員会委員長
8 ソーンサイ・シーバンドーン	党中央執行委員，政府官房長官
9 ソムケーオ・シーラウォン	党中央執行委員，公安大臣
10 バーン・ノーイマニー	党中央執行委員，ラオス労働連盟議長
11 リアン・ティケーオ	党中央執行委員，財務大臣
12 カムバイ・ダムラット	党中央執行委員，ラオス国家建設戦線議長代行
13 ダーウォーン・ワーンウィチット	国会常務委員，国会法務委員会委員長
14 ソムポー・ケーオミーサイ	国家退役軍人協会会長
15 インラーワン・ケーオプンパン*	ラオス女性同盟議長
16 ソーンタヌー・タムマウォン	ラオス人民革命青年同盟書記
17 カムウアン・チャンタノン	中央検査委員会副委員長

(出所) Pathaan patheet (2015) を基に筆者作成。

(注) *は女性。

表 6-3 第 8 期国会議員選挙候補者数と定数

選挙区	県・首都名	候補者内訳			定数
		中央	地方	合計	
1	首都 ヴィエンチャン	6	18	24	17
2	ボンサリー	2	5	7	5
3	ルアンナムター	3	4	7	5
4	ウドムサイ	3	7	10	7
5	ボケオ	2	5	7	5
6	ルアンパバーン	4	11	15	10
7	サイニャブリー	3	9	12	8
8	フアパン	3	7	10	7
9	シェンクアン	2	7	9	6
10	ヴィエンチャン	4	9	13	9
11	ボリカムサイ	2	7	9	6
12	カムアン	3	8	11	8
13	サワンナケート	9	17	26	19
14	サラワン	3	8	11	8
15	チャンパーサック	6	13	19	14
16	セコーン	2	5	7	5
17	アッタプー	2	5	7	5
18	サイソムブーン	2	5	7	5
	合計	61	150	211	149

(出所) Pasaason, February 8, 2016.

(注) 中央と地方の内訳は候補者の所属，推薦組織を基に筆者が集計した数値である。

表 6-4 県・首都人民議会選挙候補者数と定数

選挙区	県・首都名	候補者数	定数
1	首都ヴィエンチャン	27	18
2	ボンサリー	25	18
3	ルアンナムター	17	12
4	ウドムサイ	24	17
5	ボケオ	17	12
6	ルアンパバーン	42	30
7	サイニャブリー	39	28
8	フアパン	36	26
9	シェンクアン	24	17
10	ヴィエンチャン	39	28
11	ボリカムサイ	24	17
12	カムアン	35	25
13	サワンナケート	50	35
14	サラワン	27	19
15	チャンパーサク	32	22
16	セコーン	16	12
17	アッタプー	17	12
18	サイソムブーン	17	12
	合計	508	360

(出所) *Pasaason*, February 8, 2016.

(*Pasaason Socio-Economic*, February 4, 2016)。またチャンパーサク県は2月初旬に第8期国会議員選挙と県議会選挙候補者に関する県レベルの意見聴取会議を開催した。メークサワン県党副書記兼選挙区議員団長，県選挙委員会常務委員，県党常務委員，県党執行委員など519人が参加し，27人の国会議員選挙候補者を19人に絞った (*Pathet Lao*, February 11, 2016)。各機関や県ではこのようなスクリーニングが複数回行われ候補者が絞られていく⁽⁶⁾。

ただ，セコーン県のように，文書公布前にある程度候補者選定を行った県もある。たとえば『パサーソン経済・社会紙』1月20日付けでは，セコーン県選挙委員会がすでに候補者選定を行っており，政治的資質，性別，民族，年齢，人民からの信頼性などを考慮したうえで国会議員候補者5人，また県議会選挙候補者は郡党委員会副書記や執行委員をターゲットに各郡4人，計16人を配分したとの記事を掲載している (*Pasaason Socio-Economic*, January 20, 2016)。

そして国会議員選挙候補者名簿は，2016年2月15日に国家選挙委員会により告示された (Khana kammakaan leuak tang ladap saat 2016)。選挙法では県議会選挙候補者も国家選挙委員会が告示することになっているが確認できていな

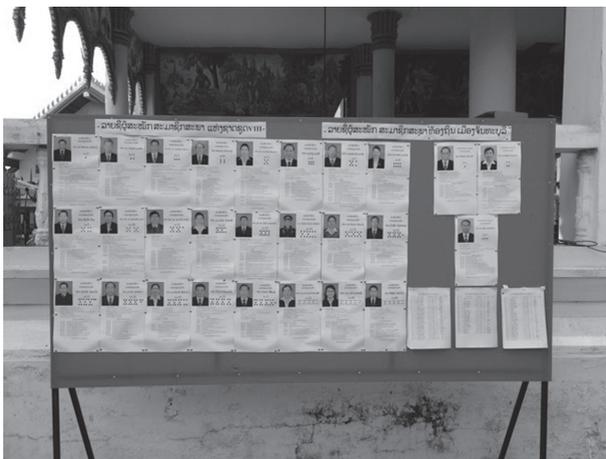
い。ただし数日後に各県選挙委員会が選挙候補者を発表している。たとえば2月20日、首都ヴィエンチャン選挙委員会は記者会見を行い、候補者27人（各郡、候補3人から2人を選出）を発表した（*Vientiane Mai*, February 22, 2016）。

写真6-1



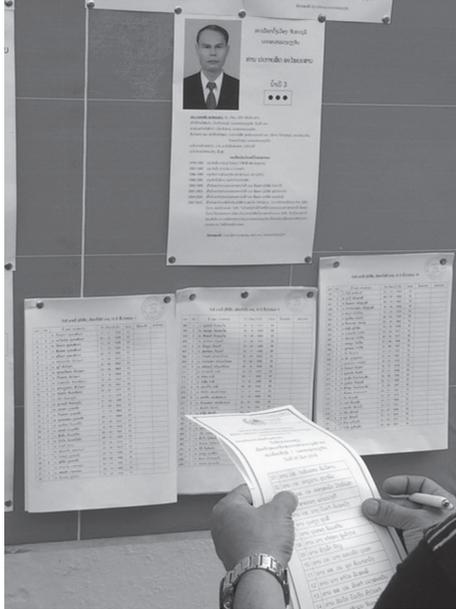
投票所の様子，2016年3月筆者撮影。

写真6-2



投票所に掲げられる候補者のポスター，2016年3月筆者撮影。

写真6-3



投票用紙を見ながら考える有権者、
2016年3月筆者撮影。

写真6-4



投票用紙記入台、2016年3月筆者撮影。

その後、各候補者は選挙区での遊説活動を2月25日から開始した(Khanna kammakaan leuak tang ladap saat khana pacham 2016)。遊説活動は、基本的には国会選挙も県議会選挙も候補者全員と一緒に県内の各村や機関を回る。しかし、第1選挙区首都ヴィエンチャンのように候補者が24人と多いところでは、3グループ(各グループ8人)に分かれて遊説活動を行うこともある。遊説といっても一党しかないため、日本のように各政党が政策を有権者に訴え他の候補者との差別化を図るような選挙運動ではない。有権者が候補者を知り、候補者が選挙区住民の要望、開発状況、生活を把握するとともに、人民革命党の路線を有権者に普及することがおもな目的となる(Pasaason, February 22, 2016)。

そして3月20日、国会選挙と県議会選挙の投票が行われた。投票は朝7時から夕方5時までとなっているが、場所によってはその前後で開始、終了することができる。ただし朝5時から夜7時までが最大となっている。投票後は各投票所で開票が行われ、各級の選挙委員会で集計され国家選挙委員会に結果が報告される。

第3節 候補者の属性分析と結果

1. 第8期国会議員選挙

表6-5は1991年の憲法制定後、これまでに実施された6回の国会選挙における候補者概要である。第8期国会議員選挙は定数149人、候補者211人とこれまでで最も多い。しかし倍率は1.42倍と最も低い。倍率を低くするには理由がある。投票は大選挙区完全連記制で行われるため、有権者は定数分投票することになる。たとえば首都ヴィエンチャンでは定数17であるため、有権者は候補者24人のなかから17人に票を投じる。このような大選挙区完全連記制の場合、倍率を低くすれば結果に党の意図を反映させやすくなる。たとえば、ある特定分野の議員を必ず1人当選させようと思えば、同分野から候補者を2人以上出せば1人は当選する計算となる。つまり倍率の低下は党のコントロールが強まっていることを意味する。

そのほか、中央候補者と地方候補者、現職議員、女性候補者の割合、平均年

表6-5 第3期～第8期選挙の候補者概要

	第3期 (1992年)	第4期 (1997年)	第5期 (2002年)	第6期 (2006年)	第7期 (2011年)	第8期 (2016年)
定数	85人	99人	109人	115人	132人	149人
立候補者総数	154人	160人 ¹⁾	166人	175人	190人	211人 ⁴⁾
倍率	1.81倍	1.62倍	1.53倍	1.52倍	1.44倍	1.42倍
中央候補者	34人 (22.1%)	32人 (20.0%)	35人 (21.1%)	43人 (24.6%)	47人 (24.7%)	61人 (28.9%)
地方候補者	120人 (77.9%)	128人 (80.0%)	131人 (78.9%)	132人 (75.4%)	143人 (75.3%)	150人 (71.1%)
現職国会議員	20人 (13.0%)	41人 (25.6%)	51人 (30.7%)	46人 (26.3%)	45人 (23.7%)	48人 (22.7%)
女性候補者	16人 (10.4%)	28人 (17.5%)	32人 (19.3%)	39人 (22.3%)	47人 (24.7%)	50人 (23.7%)
ラオ・ルム ²⁾	108人 (70.1%)	113人 (70.6%)	114人 (68.7%)	133人 (76.0%)	140人 (73.7%)	162人 (77.5%)
ラオ・トゥン	29人 (18.8%)	29人 (18.1%)	36人 (21.7%)	26人 (14.9%)	28人 (14.7%)	25人 (12.0%)
ラオ・スーン	17人 (11.0%)	18人 (11.3%)	16人 (9.6%)	16人 (9.1%)	22人 (11.6%)	22人 (10.5%)
45歳以下 ³⁾	62人 (40.3%)	48人 (30.0%)	35人 (21.1%)	24人 (13.7%)	26人 (13.7%)	26人 (12.3%)
46歳～50歳	39人 (25.3%)	30人 (18.8%)	45人 (27.1%)	50人 (28.6%)	42人 (22.1%)	46人 (21.8%)
51歳～55歳	24人 (15.6%)	47人 (29.4%)	43人 (25.9%)	52人 (29.7%)	58人 (30.5%)	57人 (27.0%)
56歳～60歳	18人 (11.7%)	24人 (15.0%)	27人 (16.3%)	33人 (18.9%)	43人 (22.6%)	56人 (26.5%)
61歳以上	11人 (7.1%)	11人 (6.9%)	16人 (9.6%)	16人 (9.1%)	21人 (12.1%)	26人 (12.3%)
平均年齢	48歳	50歳	51歳	52歳	52歳	53歳
学士修了	24人 (15.6%)	34人 (21.4%)	25人 (15.1%)	32人 (18.3%)	55人 (29.0%)	67人 (31.8%)
修士修了	3人 (2.0%)	6人 (3.8%)	14人 (8.4%)	22人 (12.6%)	36人 (18.9%)	67人 (31.8%)
博士修了	1人 (0.6%)	3人 (1.9%)	11人 (6.6%)	19人 (10.9%)	22人 (11.6%)	28人 (13.3%)

(出所) Pasason, 1992年11月14日～12月8日, 1997年10月23日～11月28日, 2006年3月2日, 2006年4月3日～10日, 2011年3月3日, 2011年4月1日～18日, Khana kammakaan leuaktang ladap saat (2011b), Pathaan patheet (2016), *Phouthen Pasaxon*, March 07-09, No.301, 2016を基に筆者作成。

(注) 1) 第4期の候補者は当初160人と発表されたが、その後第4選挙区ウドムサイ県で候補者番号7番カムピアン候補がリストから外れたため投票時には159人であった。

2) これは一般的な民族名称であり、公式な名称としてはすでに使用されなくなっている。現在のラオスの公定民族数は49民族であるが、一般的には未だに大分類として低地ラオ (ラオ・ルム)、山腹のラオ (ラオ・トゥン)、山頂のラオ (ラオ・スーン) と居住地の高低によって3つにわけられる。第7期選挙からはこの分類による発表はなくなり、民族名称や語類による分類が発表されるようになったが、比較のためには筆者自身が3分類に直した。第8期は2人の候補者の民族分類が不明であるため母数を209人として割合を算出している。

3) 年齢は候補者発表時点。

4) 当初は211人と発表された。しかし選挙前に第17選挙区アッタブー県候補者番号2番ウサイサイ候補者が死亡し、候補者の補充がなされなかったため投票時は210人となった。

齢などはこれまでとほとんど変化はない。民族構成もほぼ変わらない。ただし候補者の学歴は全体的にはこれまでよりも高くなっている。とくに修士号取得者の数は全体の約3割を占めるほどである。学歴条項とあわせて議員の質を高めようという党のねらいがみてとれる。

表6-6は第3期選挙以降の候補者の役職別割合である。議員の多くは非専従であり、ほとんどが党や国家機関に本務をもち、かつ複数の役職についている。そのような場合はそれらすべてをカウントしている。というのは、候補者は必ずしもひとつの役職に依存せず、党もひとりに複数の組織や分野を代表させようとしているからである。したがって、表6-6の数値は延べ人数であり、候補者数と一致しないことに留意が必要である。またこれまでの各選挙間の変化や特徴は山田(2012; 2013)に詳しいため、ここでは第7期と第8期の候補者の属性を比較し、今選挙における特徴を明らかにする。図6-1は表6-6で示された第7期と第8期の数値をグラフに直したものであり、点線で囲まれている箇所はふたつの選挙間で顕著な差が現れた分野である。

第7期選挙では、県指導幹部(県党副書記、県副知事、県党常務委員など)の割合が低下し、反対に地方や村などの末端レベルの実情に詳しい郡指導幹部、地方国会事務所関係者、建設戦線・大衆組織の候補者割合が増加した(山田2013, 76)。これには、国会議員が人民と密接な関係を築くことで村などの末端レベルの意見を国会に反映させるねらいがあった(山田2013, 73-76)。第8期選挙前にメディアのインタビューに答えたソムプー国会社会・文化委員会副委員長(当時)も、前回選挙で大衆組織から候補者が増えたのは、議員が選挙区での活動に時間を割けるようにするためだと述べている(*Vientiane Times*, March 17, 2016)。

一方、第8期選挙では県議会が設立され、末端の意見を国会に上げる必要性が薄れたため、建設戦線・大衆組織からの候補者が減少し、県指導幹部、国会分科委員会の役職者、国会内の部局長、地方選挙区常任議員、地方国会事務所などの国会関係機関、そして政府省庁から多数の候補者が出された。具体的には18県(=選挙区)すべてにおいて複数いる県党副書記のひとりが候補者となった。これは後述するように、彼らを国会議員兼県議会議長に就任させ、国会と県議会の橋渡し役とさせる意図がある。また県議会が設立されたことで地方住民の意見は同議会に吸収され、国会は憲法規定にあるように「国家の基本

的重要問題」を扱うことを期待されている。そこで、国会審議や立法過程などの国会運営を円滑に進めるため、国会業務を熟知する内部職員や地方国会事務所関係者、また選挙区常任議員を増やしたと考えられる。さらに経済関係の省庁や民間企業家も若干増えている。とくに経済部門のなかでは前回ひとりもいなかった商工会議所からの候補者が4人となっている。わずかな人数だがこれまでで最も多くなった民間企業家9人と合わせれば、党がビジネス部門を重視していることが窺える。

以上からは、第8期国会では国会に末端レベルの意見を反映させようという前回選挙から方針を転換し、「国家の基本的な重要問題」を扱うために専門的で質が高く、また円滑な国会運営を行うための人材を候補者として選定したと考えられる。先のソムプーは、国会は幅広い知識と専門性を備えるようになり、問題を包括的かつより深く議論し解決できると述べている（*Vientiane Times*, March 17, 2016）。

では、以上の党の意図はどの程度結果に反映されたのだろうか。表6-7は候補者と結果の比較であり、図6-2はそれをグラフに直したものである。グラフをみると候補者と結果の役職別割合がほぼ重なっていることがわかる。つまり候補者選出段階で示された党の意図はほぼ結果に反映されたのである。

2. 県議会候補者の属性

県議会候補者については全候補者の属性が明らかになっていない。ここでは比較的情報や資料が入手しやすい首都ヴィエンチャンの候補者の属性を分析し、党の意図を考えてみたい。

県議会選挙は郡がひとつの選挙区となっており、首都ヴィエンチャンには9の選挙区がある。各郡の定数は2、候補者は3人となっている。表6-8は候補者の概要である。27人のうち女性は9人であり、県党・国家機関から8人、郡党・国家機関からは11人、平均年齢は48歳となっている（*Vientiane Mai*, February 22, 2016）。

候補者の属性をみると、各郡の候補者には必ず郡党副書記または郡党常務委員・執行委員が入っている。したがって、各郡から郡指導幹部を県議会議員に選出しようという党の意図が窺える。先述したセコーン県の候補者選出過程に

表 6-6 第 3 期～第 7 期選挙

	第 3 期		第 4 期	
	人数	割合	人数	割合
中央指導幹部				
政治局	1	0.6%	3	1.9%
党中央執行委員/党中央執行委員予備委員	7	4.5%	12	7.5%
首相	0	0.0%	0	0.0%
副首相	0	0.0%	1	0.6%
大臣	4	2.6%	2	1.3%
副大臣	4	2.6%	5	3.1%
首相府大臣/政府官房大臣/補佐官	0	0.0%	0	0.0%
県・郡指導幹部				
県党書記/知事/副書記/副知事	9	5.8%	7	4.4%
県党常務委員/県党執行委員	52	33.8%	48	30.0%
県官房/女性促進事務所/テアサバーン設立/内務	4	2.6%	1	0.6%
郡党書記/郡長/副書記/副郡長	23	14.9%	13	8.1%
郡党常務委員/郡党執行委員	5	3.2%	1	0.6%
党機関				
党・国家検査委員会	8	5.2%	9	5.6%
党組織/宣伝・訓練委員会/政治・行政学院	11	7.1%	14	8.8%
国会/地方国会事務所	7	4.5%	23	14.4%
建設戦線・大衆組織	42	27.3%	28	17.5%
軍/治安維持	11	7.1%	17	10.6%
その他部門				
村党書記/村長	0	0%	1	0.6%
司法/裁判所/検察院	1	0.6%	2	1.3%
国家社会科学アカデミー	0	0%	0	0%
社会セクター ²⁾	22	14.3%	24	15.0%
経済セクター ³⁾	10	6.5%	15	9.4%
外務	1	0.6%	1	0.6%
国有企業	4	2.6%	3	1.9%
ビジネスマン/民間	1	0.6%	2	1.3%
その他	3	1.9%	0	0%

(出所) Pasaason, 1992 年 11 月 14 日～12 月 8 日, 1997 年 11 月 17 日～11 月 28 日, 2002 年 1 月 29 日～2 月 1 日,

(注) 1) 1 人で複数の役職を兼務しているため人数は延べ人数としている。また、役職は選挙候補者リスト掲載

2) 社会セクターには情報・文化、労働・社会福祉、保健、教育、スポーツ・体育セクターの組織が含まれ

3) 経済セクターには計画・投資、工業・商業、財務、手工業、農業、通信・運輸・郵便・建設、科学・技
た商工会議所とコーヒ輸出協会が含まれる。

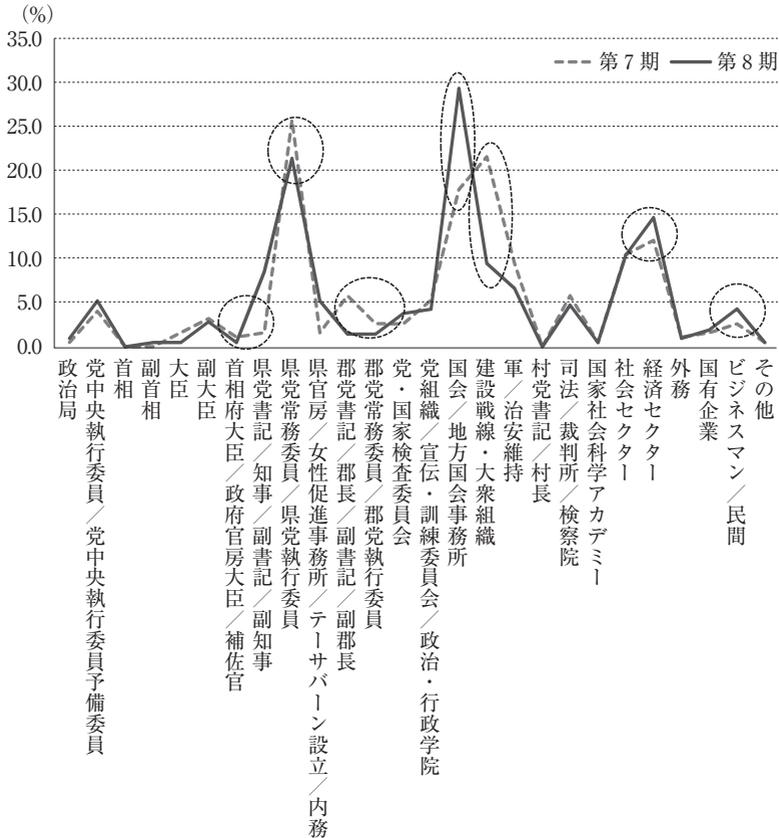
における役職別候補者割合¹⁾

第5期		第6期		第7期		第8期	
人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
2	1.2%	4	2.3%	1	0.5%	2	0.9%
9	5.4%	10	5.7%	8	4.0%	15	7.1%
0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
1	0.6%	2	1.1%	0	0.0%	1	0.5%
4	2.4%	2	1.1%	3	1.6%	1	0.5%
2	1.2%	7	4.0%	6	3.2%	6	2.8%
3	1.8%	2	1.1%	2	1.1%	1	0.5%
12	7.2%	15	8.6%	3	1.6%	19	9.0%
49	29.5%	58	33.1%	49	25.8%	45	21.3%
5	3.0%	2	1.1%	3	1.6%	11	5.2%
8	4.8%	1	0.6%	11	5.8%	3	1.4%
5	3.0%	4	2.3%	5	2.6%	3	1.4%
10	6.0%	6	3.4%	5	2.6%	8	3.8%
7	4.2%	15	8.6%	10	5.3%	9	4.3%
27	16.3%	23	13.1%	34	17.9%	62	29.4%
33	19.9%	39	22.3%	41	21.6%	20	9.5%
17	10.2%	16	9.1%	18	9.5%	14	6.6%
0	0%	0	0%	0	0%	0	0.0%
3	1.8%	9	5.1%	11	5.8%	10	4.7%
0	0%	0	0%	1	0.5%	1	0.5%
21	12.7%	22	12.6%	20	10.5%	22	10.4%
11	6.6%	21	12.0%	23	12.1%	31	14.7%
1	0.6%	0	0%	2	1.1%	2	0.9%
5	3.0%	5	2.9%	3	1.6%	4	1.9%
1	0.6%	2	1.1%	5	2.6%	9	4.3%
0	0%	0	0%	1	0.5%	1	0.5%

2006年4月3日～10日、2011年4月1日～18日、*Phouthen Paxason*, March 07-09, No.301, 2016 を基に筆者作成。
時点に基づいている。

術、天然資源・環境、エネルギー・鉱業、郵便・テレコミュニケーション、観光、土地管理、金融セクター、ま

図 6-1 第 7 期と第 8 期国会選挙の候補者割合比較



(出所) Pasaason, 2011年 4 月 1 日～18日, Phouthen Paxason, March 07-09, No.301, 2016 を基に筆者作成。

においても、ターゲットはおもに郡党副書記や党執行委員であった。郡党指導幹部は郡内のあらゆる問題を議論する立場にある。県議会に各郡の意見や問題を反映させる橋渡し役としてはまさに適任である。県議会選挙も完全連記制であり有権者は 2 人に票を投じることになるが、国会議員選挙と異なり候補者は 3 人と少ないため、特定の候補者数を増やして結果をある程度コントロールすることは難しい。とはいえ、党のねらいどおり各郡では郡指導幹部が当選した。

第 2 の特徴は、国有企業 2 人、民間企業 6 人とビジネス部門から 8 人が候補

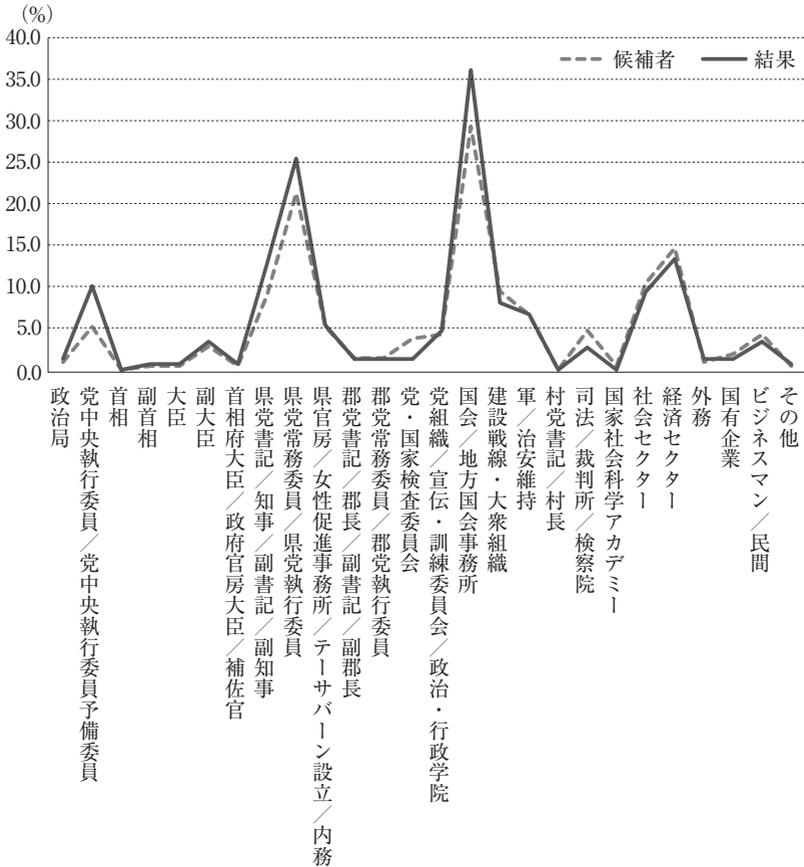
表6-7 第8期国会議員選挙候補者割合と結果

	候補者		結果	
	人数	割合	人数	割合
中央指導幹部				
政治局	2	1.0%	2	1.3%
党中央執行委員/党中央執行委員予備委員	11	5.2%	15	10.1%
首相	0	0.0%	0	0.0%
副首相	1	0.5%	1	0.7%
大臣	1	0.5%	1	0.7%
副大臣	6	2.8%	5	3.4%
首相府大臣/政府官房大臣/補佐官	1	0.5%	1	0.7%
県・郡指導幹部				
県党書記/知事/副書記/副知事	19	9.0%	19	12.8%
県党常務委員/県党執行委員	45	21.3%	38	25.5%
県官房/女性促進事務所/テサバーン設立/内務	11	5.2%	8	5.4%
郡党書記/郡長/副書記/副郡長	3	1.4%	2	1.3%
郡党常務委員/郡党執行委員	3	1.4%	2	1.3%
党機関				
党・国家検査委員会	8	3.8%	2	1.3%
党組織/宣伝・訓練委員会/政治・行政学院	9	4.3%	7	4.7%
国会/地方国会事務所	62	29.4%	54	36.2%
建設戦線・大衆組織	20	9.5%	12	8.1%
軍/治安維持	14	6.6%	10	6.7%
その他部門				
村党書記/村長	0	0.0%	0	0.0%
司法/裁判所/検察院	10	4.7%	4	2.7%
国家社会科学アカデミー	1	0.5%	0	0.0%
社会セクター	22	10.4%	14	9.4%
経済セクター	31	14.7%	20	13.4%
外務	2	1.0%	2	1.3%
国有企業	4	1.9%	2	1.3%
ビジネスマン/民間	9	4.3%	5	3.4%
その他	1	0.5%	1	0.7%

(出所) Pasaason, 2011年4月1日～18日, Phouthen Paxason, March 07-09, No.301, 2016を基に筆者作成。

(注) 人数は複数の役職に基づく延べ人数であり、それを基にした割合である。

図 6-2 第 8 期国会選挙候補者割合と結果比較



(出所) 表 6-7 に同じ。

者となっていることである。これに加えて首都計画・投資局副局長が候補者となっており、経済部門の候補者が目立つ。とくに首都ヴィエンチャンは国家経済の牽引役であり、国内外企業の投資環境整備が重要課題となっている。しかし、結果は9人のうち7人が落選した。民間企業家2人が当選したとはいえ、経済部門の議員を増やすことはできなかった。

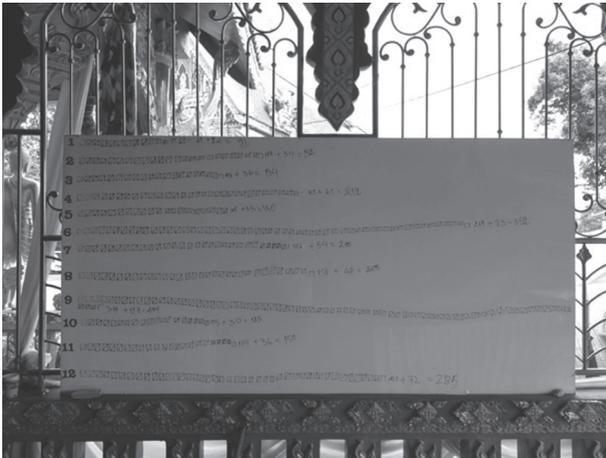
第3の特徴は、首都ヴィエンチャン人民裁判所長官と首都第1区検察院長が候補者となっていることである。前者は首都全体を管轄し、都内の事件や犯罪

写真6-5



投票の様子，2016年3月筆者撮影。

写真6-6



投票所での開票結果，2016年3月筆者撮影。

表 6-8 首都ヴィエン

選挙区	番号	氏名	役職
チャントブリー郡	1	チャントーン・ラッタチャク	郡党副書記・副郡長
	2	サイボーン・ナタンポーン (女性)	首都保健副局長
	3	バカーイシット・アバイニヤサーン	スックサムラーン貿易・サービス社長
シーコータボン郡	1	ソムピアン・ウォンサイ (女性)	郡党執行委員・首都第1区検察院長
	2	ブンラーイ・オーンウォンサー	首都計画・投資副局長
	3	中校チャントラー・ウドムスック	県治安維持副司令官
サイセーター郡	1	ブンビン・バンニャーチット	郡党副書記・副郡長
	2	ヴィライサーン・ボムミーサイ	首都青年同盟執行委員・チャルーンフアングループ社長
	3	オーラタイ・サンティコンカー (女性)	クリッタボングループ社長
シーサッタナーク郡	1	ウドーン・サイムンティー	首都党常務委員・首都宣伝・訓練委員会委員長
	2	ヴィライコン・スワンダーラー	郡党常務委員・郡組織委員会委員長
	3	カムヴェーン・シンバンディット (女性)	郡党執行委員・郡女性同盟議長
ナーサイトーン郡	1	サーラービット・スワンウォーラウォン	第1選挙区首都ヴィエンチャン国会事務所副所長
	2	ナーリー・カンタラク (女性)	郡党執行委員・郡保健事務所長
	3	チャンソム・ピラロム	ラオス電力公社電気設置副グループ長
サイタニー郡	1	ブアリー・ケーオマニワン	郡党執行委員・郡情報・文化・観光事務所長
	2	ブアウォーン・スックラーセーン (女性)	首都官房副局長
	3	ボンパスート・シーラドゥアンルート	ボンパスート調査設計コンサル・建設社長
ハートサイフォン郡	1	スックサワン・ブッタウォン	郡党副書記・副郡長
	2	マニーチャン・バンワートウォン (女性)	エムピーツアー観光会社社長
	3	トーンサワン・ミーブン	パンベット農業開発社長
サントーン郡	1	セーンスワン・チャンタルンナウォン	首都人民裁判所長官
	2	シースパン・ブンサムー	郡党執行委員・郡官房長
	3	スマリー・タムマウォン (女性)	首都人民革命青年同盟執行委員会副書記
パークグーム郡	1	アーミッター・シーバムアン (女性)	副郡長
	2	トットサカン・カイソーンベット	郡党執行委員・郡農林事務所長
	3	トーンルーアン・ピムマサーン	ヴィエンチャン・マイ紙編集長

(出所) *Vientiane Mai*, March, 3, 2016 を基に筆者作成。

(注) 年齢は候補者発表時。

について精通している。一方後者は都内の中心地区シーコータボン郡と、郊外のナーサイトーンとサントーン郡を担当する検察の長である⁽⁷⁾。経済発展にともない、首都ヴィエンチャンでは治安が悪化し、さまざまな事件が発生している。そのため裁判所と検察院から議員を輩出し、議会での議論をサポートするねらいといえる。

今回の選挙では9郡から2人ずつが当選し、全部で18人の議員が誕生した。しかし先述のように選挙法では、議員定数は人口5万人に1人であり、15万人以下の郡は3人の議員を有するとの規定がある。つまり、選挙結果は選挙法の規定の3人に満たないことになる。一方選挙法には、地方選挙区に在住する国会議員は県議会議員を兼任できるという規定もある。首都ヴィエンチャン

チャン人民議会候補者

公務員就職日	入党日	年齢	推薦組織	居住郡	当選
1982.9.1	1987.10.23	56	チャンタプリー郡行政組織	チャンタプリー郡	○
1997.7.1	2007.2.14	44	首都ヴィエンチャン行政組織	チャンタプリー郡	○
—	—	44	首都人民革命青年同盟執行委員会	チャンタプリー郡	×
1991.10.1	2001.9.25	47	シーコータボン郡行政組織	シーコータボン郡	○
1987.8.1	2003.2.25	58	首都計画・投資局	チャンタプリー郡	×
1985.1.9	1989.5.29	51	首都治安維持司令部	チャンタプリー郡	○
1979.8.23	1990.3.24	53	サイセーター郡行政組織	シーサッタナーク郡	○
—	—	42	サイセーター郡行政組織	サイセーター郡	○
—	—	37	首都官房	サイセーター郡	×
1985.9.1	1988.11.24	58	首都行政組織	シーサッタナーク郡	○
1979.7.13	1995.5.2	54	シーサッタナーク郡行政組織	シーサッタナーク郡	×
1996.4.26	2003.9.24	45	シーサッタナーク郡行政組織	シーサッタナーク郡	○
1999.10.1	2003.9.23	41	第1選挙区国会事務所	サイセーター郡	○
1993.1.3	2004.8.20	48	郡党書記	ナーサイトーン郡	○
1984.8.20	2000.7.6	51	首都電力電気設置グループ	チャンタプリー郡	×
1984.5.5	1999.2.15	52	郡行政組織	サイタニー郡	○
2000.10.1	2008.8.7	38	首都行政組織	サイセーター郡	○
—	—	43	首都人民革命青年同盟執行委員会	サイタニー郡	×
1982.9.1	1990.9.29	52	ハートサイフォン郡行政組織	ハートサイフォン郡	○
1991.9.1	2014.3.11	45	首都観光業グループ	サイタニー郡	×
—	—	46	首都ヴィエンチャン行政組織	ハートサイフォン郡	○
1992.3.1	1996.6.16	50	首都ヴィエンチャン人民裁判所	ハートサイフォン郡	○
2012.4.1	1999.1.2	39	サントーン行政組織	シーコータボン郡	○
2002.1.25	2005.3.31	38	首都人民革命青年同盟	シーサッタナーク郡	×
1995.4.28	2002.9.24	44	パークグーム郡行政組織	パークグーム郡	○
1996.10.1	2000.1.8	47	パークグーム郡行政組織	パークグーム郡	○
1971.10.14	2006.7.6	60	首都ヴィエンチャン行政組織	シーサッタナーク郡	×

選出国会議員17人の居住地をみると全員が首都ヴィエンチャンである。つまり全員が県議会議員を兼任する資格を有することになる。ところが、2016年5月18日に開催された首都ヴィエンチャン人民議会初回会議では、選挙で当選した18人に加え、10人の国会議員が県議会議員を兼任することが明らかになった。そして10人がそれぞれ各郡に配分されれば各郡は3人の定数を満たすことになる。

またサイニャブリー県でも選挙後に5人の国会議員が県議会議員を兼任することになった。サイニャブリー県には11の郡があり5つの郡が定数2人、6つの郡が定数3人となっている⁽⁸⁾。したがって兼任の5人がそれぞれ定数2人の5郡に配分されれば各郡が選挙法の規定どおり定数3人の枠を満たすこと

になる。つまり国会議員の兼任は選挙法の規定どおりに定数を満たすための措置といえる。

兼任のもうひとつの役割は議員構成の調整である。首都ヴィエンチャンの兼任10人の属性をみると、党中央執行委員兼県党副書記、第1選挙区国会事務所、首都教育・スポーツ、党組織委員会、農林、水道公社、商工会議所、民間企業家、司法部門などとなっている。そのうえで改めて県議会議員全員の属性をみると、首都党副書記、党常務委員、党執行委員、党組織委員会、党宣伝・訓練委員会、軍、治安維持、教育、保健、農林、情報・文化・観光、女性同盟、青年同盟、国有企業、裁判所、検察院、司法、商工会議所、民間企業家と、都内の経済・社会問題を審議するために必要な部門から満遍なく代表が選出されたことがわかる。選挙では企業家の多くが落選したが、国会議員を務める民間企業家や国有企業から3人が県議会議員を兼任することになり、埋め合わせが行われた。つまり首都ヴィエンチャンの事例からは、選挙後に一部の国会議員に県議会議員を兼任させることで県議会の構成を調整していると考えられる。

サイニャブリー県議会選挙で選出された議員の属性は、選挙区国会事務所、軍、組織委員会、副郡長、検査、司法、治安維持、女性同盟、保健、内務、計画・投資、科学・技術、建設戦線、農村建設・貧困削減、青年実業家協会、ビジネスマン、労働連盟などである。そして兼任議員の属性は県党副書記、官房局、選挙区国会議員団、天然資源・環境、検査である。このようにサイニャブリー県人民議会でも同様の調整が行われており、そのことは聞き取り調査でも確認している⁽⁹⁾。

またすべての県において、国会議員を務める県党副書記が県議会議員を兼任し、かつ県議会議長に就任したことも選挙結果と新聞報道から確認した。県党副書記が国会議員と県議会議長を兼務することで、国会の議論を県に、県の議論を国会に伝えることができ、国会と県議会が効率的に連携できるようになる。そして、党が議会をコントロールすることも可能となる。県議会設立の目的は分権や住民の政治参加を通じた地方の主体性向上にあるが、それはあくまで中央集権体制を基本とする限定的なものなのである。

おわりに

党は自らの意図を候補者選定段階から反映させる選挙制度を構築している。そのため候補者の属性をみることで選挙における党の意図をある程度把握することが可能となる。そして国会議員選挙では大選挙区完全連記制により、党の意図を結果にほぼ反映させることができる。一方県議会選挙では候補者人数が少ないため、党の意図を結果に反映させることは難しい。しかし国会議員が県議会議員を兼任できるようにすることで、選挙後に議会構成を調整し意図どおりの議会を構築することが可能となる。

たとえば国会議員選挙では、前回増加した末端の事情をよく知る建設戦線や大衆組織の候補者が減少し、県党副書記や国会・地方国会事務所関係者等が増加した。前は末端の声を国会に反映させることがおもな目的であったが、今回は県議会が設立されたことでその必要がなくなり、代わりに国会がマクロ政策や国家の基本的な重要問題について専門的議論を行い、また国会運営を円滑に行える人材が増加した。とはいえ県の問題や意見を国会に伝えることの重要性がまったく薄れたわけではない。

それは各県で国会議員の一部が県議会議員を兼任することで担保されている。とくに、各県の党副書記が国会議員と県議会議長を兼務したことで、国会と県議会の意思疎通が行われるチャンネルが確保され、両議会が効率的に連携できるようになった。そして、県議会選挙でも各郡の党副書記や党執行委員を候補者としたことで、末端の問題や意見を県議会に反映させようという意図がみられた。実際に各郡では党副書記や党執行委員が当選している。しかし、県議会選挙では国会選挙のように大選挙区制を採用してないため、完全連記制であっても党の意図を結果に反映させることは難しい。そこで選挙法の兼務規定を活用し、一部国会議員に県議会議員を兼務させることで構成が調整されたのである。

実際に首都ヴェンチャンの事例では、10人の国会議員が県議会議員を兼任し、県議会が主要分野の代表から満遍なく構成されるようになってきている。また選挙で多数が落選したビジネスセクターの穴を埋めるために、同部門の国会議

員が一部県議会議員を兼務した。サイニャブリー県の事例でも同様の調整がみられた。どこまで県議会の構成を考えて国会議員候補者を選出しているかは不明だが、兼務規定があることで、選挙結果をふまえて県議会の議員構成を調整することが可能となる。ただし、この仮説は他県の複数の事例により検証されなければならない。

選挙後、国会も県議会も初回会議を開催し政府閣僚や県知事等の人事を承認したが、本格的な活動はこれからである。したがって、国会と県議会がどのように役割分担を行い、またどのように連携していくのかは今後の展開を待たなければならない。しかし、首都ヴィエンチャン議会では知事が首都独自の税制の導入を提案し、都議会が否決するなど新しい動きもみられる。知事や部門長の人事権、行政への監査権、そして開発計画や予算計画の承認権を有する県議会の動向によっては、地方行政が大きく変わる可能性がある。

【注】

- (1) 統一戦線組織である。1950年8月、フランス連合内での独立に反対したラオ・イサラ（ラオスの独立運動の総称）のメンバーが全国人民代表者大会を開催し、ネオ・ラオ・イサラ（ラオス自由戦線）を設立し、1956年1月により広範な支持を集めるためにラオス愛国戦線に改称した（山田 2002, 474）。
- (2) 1991年の憲法制定とともに廃止された郡と村のあいだの行政級である。
- (3) 中央集権体制が整備されたとはいえ、制度が強固に確立したわけではないため、党による中央集権体制を強化する作業は残されていた。そして今でも中央集権体制を強化する作業は行われている。
- (4) 地方行政法第46条によるとテーサバーンとは一定の経済・社会発展を遂げた郡級の行政級である、しかし現在のラオスでは市とテーサバーンはいまだに設立されていないため、今回の県人民議会選挙における選挙区は郡のみとなっている。2016年8月1日付けで「テーサバーンおよび市設立に関する首相命令第23号」が公布され、首相は各県に対してテーサバーンと市を設立するよう命じた（Naanyoklatthamontii 2016）。
- (5) 党規約では党の最高権力機関は5年ごとに開催される全国代表者大会（党大会）と規定されているが、実質的な最高権力機関は政治局である。
- (6) 各機関や県における候補者選定過程については山田（2012）に詳しい。
- (7) 2016年9月15日、首都第1区検察院に対する筆者による電話での確認。
- (8) 2016年10月3日、サイニャブリー県人民議会書記への筆者による聞き取り。
- (9) 2016年10月3日、サイニャブリー県人民議会書記への筆者による聞き取り。

〔参考文献〕

＜日本語文献＞

- 山田紀彦 2002. 「ラオス内戦史資料（1954～1975年）」武内進一編『アジア・アフリカの武力紛争—共同研究会中間報告—』アジア経済研究所 427-478.
- 2012. 「第7期国会議員選挙にみる国会改革」山田紀彦編『ラオス人民革命党第9回大会と今後の発展戦略』アジア経済研究所 89-105.
- 2013. 「ラオス人民革命党の体制持続メカニズム——国会と選挙を通じた国民の包摂過程——」『アジア経済』54（4）12月 47-84.

＜ラオス語文献＞

- Kaysone Pomvihane. 1997. *Kaan pian paeng mai labop kaan meuang* [政治制度の刷新]. Kaysone Phomvihane, *Niphon leuak fen 3: kiaw kap kaan dam neun pian paeng mai hoop daan thii lakkaan yuu spp lao* [論文集3: ラオス人民民主共和国における原則を有する刷新の執行について], Sathaaban kaan meuang lae kaan pokkhoong haeng saat [国家政治・行政学院], 465-515.
- Khana kammakaan leuak tang ladap saat [国家選挙委員会]. 2016. *Pakaat caheng kaan khoong khana kammakaan leuak tang ladap saat kiaw kap laai suu phuu samak hap leuak tang pen samaasik saphaa haeng saat sut thii VIII, leek thii 09* [国家選挙委員会の第8期国会議員選挙候補者名簿に関する国家選挙委員会公示第09号].
- Khana kammakaan leuak tang ladap saat khana pacham [国家選挙委員会常務委員会]. 2016. *Mati tok long khoong khana kammakaan leuak tang ladap saat vaa duay kaan anumat hai phuu samak hap leuak tang pen samaasik saphaa haeng saat sut thii VIII lae samaasik saphaa pasaason khwaeng, nakhoonluang chat tang kaan khoosanaa haa siang yuu kheet leuak tang taang taang thua patheet, leek thii 015* [第8期国会選挙および県、首都人民議会選挙候補者による全国の選挙区での遊説活動を行うことを許可する国家選挙委員会決定第015号].
- Pathaan patheet [国家主席]. 2015. *Latthadamlat khoong pathaan patheet saathaalanalat pasaathipatai pasaason lao vaa duay kaan pakaat laai suu khana kammakaan leuak tang ladap saat pheua kaan leuak tang samaasik saphaa haeng saat sut thii VIII lae samaasik saphaa pasaason khan khwaeng, nakhoonluang, leet thii 225* [第8期国会選挙及び県・首都人民議会選挙のための国家選挙委員会名簿公示に関する国家主席令第225号].
- 2016. *Latthadamlat khoong pathaan patheet saathaalanalat pasaathipatai pasaason lao vaa duay kaan pakaat chamnuan phuu samak hap leuak tang pen samaasik saphaa haeng saat sut thii VIII lae samaasik saphaa pasaason khwaeng, nakhoonluang, leek thii 029* [第8期国会選挙及び県・首都人民議会選挙候補者数公示に関するラオス人民民主共和国国家主席令第029号].

Saphaa haeng saat [国会]. 2015. *Kot maai vaa duay kan leuak tang samaasik saphaa haeng saat lae sphaa pasaason khan khwaeng (sabap pap pung)* [国民議会および県級人民議会選挙法 (改正)].

—— 2016. *Kot maai vaa duay saphaa pasaason khan khwaeng* [県級人民議会法].

Saphaa pasaason suung sut [最高人民議会]. 1988a. *Kot maai vaa duay saphaa pasaason suung sut haeng saathaalanalat pasaathipatai pasaason lao* [ラオス人民民主共和国最高人民議会法].

—— 1988b. *Mati tok long khoong saphaa pasaason suung sut haeng saathaalanalat pasaathipatai pasaason lao kiaw kap kaan hap hoong aw kaan datpaeng kot maai vaa duay kaan chat tang saphaa pasaason lae khana kammakaan pokkhoong pasaason tang tang sabap leek thii 101/sps, long van thii 31/7/1978* [1978年7月31日付け最高人民議会第101号, 各級の人民議会および人民行政委員会組織に関する法律改正についての最高人民議会決定].

< 英語文献 >

Brown, MacAlister, and Joseph J. Zasloff. 1986. *Apprentice Revolutionaries: The Communist Movement in Laos, 1930-1985*. Stanford: Stanford University Press.

< 新聞 >

Pasaason.

Pasaason Socio-Economic.

Pathet Lao.

Phouthen Pasaxaon.

Vientiane Mai.

Vientiane Times